

えん罪・引野口事件 無罪判決要請署名のお願い

2004年3月24日夕刻、北九州市八幡西区引野口で火事の焼け跡から殺人死体が見つかり、5月23日被害者の妹・片岸みつ子さんが別件（窃盗と威力業務妨害）で逮捕されました。

殺人・放火事件と片岸さんとを関連づける直接証拠は一切ありません。八幡西署で同房となったA子の、片岸さんが犯行を「告白」したという「供述」があるだけです。A子は冤せい剤の常習者で車上狙いで逮捕されたものです。警察は事件に関することを聞きだすために、A子をスパイとして計画的に同房にして、片岸さんに関する情報収集をおこない、「犯行告白」作り上げ、同年10月3日に殺人罪で、同月25日に放火罪で逮捕し、検察は起訴したのです。

片岸さんは犯人ではない

検察は、片岸さんには「実家の財産を独占する」という動機がある」と主張しています。しかし、実兄が亡くなっても相続人は妻や子供たちになり、片岸さんは相続できないことは常識であり、片岸さんも当然そのことは知っていました。片岸家にも相当の財産があり、

不動産賃料収入などで裕福に、悠々自適の生活をしており、殺人まで犯して実家の財産を独占する必要は全くありません。片岸さんには動機がありません。

検察は、A子の「首を刺したあと胸を刺した」と聞いたという供述によって、首の刺創が確認された（秘密の暴露）、として「3月23日殺人、24日放火」と主張しています。しかし、弁護側証人・鈴木庸夫山形大学名誉教授の鑑定及び証言は「首の刺創は焼損による傷であり、被害者は気管支に煤があることから、24日に何者かに心臓を刺され、瀕死の重症の時に放火され殺害された」と述べています。

また、事件当日の片岸さんの行動を検討しても犯行の機会はありません。

A子の供述に信用性はありませんし、片岸さんも「告白」をしていません。

朝日新聞8月25日夕刊は、このA子がその後の犯行で逮捕された際、接見を訪れた弁護士に対して「（本件で）警察に協力したから今度も執行猶予がつく。大丈夫」と語った、と報道しました。A子の偽証はこの記事からも明らかになっています。

10月10日の論告・求刑公判で不当にも懲役18年の求刑がなされています。スパイをつかつつという違法な捜査によって殺人・放火の汚名を着せられている片岸みつ子さんへの「支援をお願いします、無罪判決要請の署名にご協力くださるよう心から訴えます。」

署名送付先

〒800-0001-6

北九州市小倉北区宇佐町1丁目7番0009号

日本国民救済会北九州総支部

2004年3月24日、北九州市八幡西区引野口でおこった殺人・放火事件の犯人として逮捕・起訴され、10月10日の諭告・求刑公判で不当にも懲役18年の求刑をなされ、貴裁判所で審理されている片岸みつ子さんに無罪判決をだされるよう要請します。

氏名	住所	募金

2007年 月

福岡地方裁判所小倉支部第2刑事部

裁判長 田口 直樹 殿

裁判官 野路 正典 殿

裁判官 諸岡 亜衣子 殿